



第82回

定時株主総会 招集ご通知

Energy & Ecology

日時

2024年
6月20日(木曜日) 午前10時

場所

北浜フォーラム | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
(大阪証券取引所ビル 3階)会議室 A・B・C
末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件



株主総会
ポータル

スマートフォンでらくらく!

招集通知の閲覧も、議決権行使も
QRコード®を1つ読み取れば、
どちらも簡単に行うことができます。

お土産配布の取りやめについて

株主総会にご出席の株主の皆様にお配りしておりましたお土産につきましては、本年もご用意いたしておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード：1976

2024年5月30日

大阪市西区京町堀一丁目8番5号

明星工業株式会社

取締役会長 大谷 壽輝

第82回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権はインターネット等または書面によって行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月19日（水曜日）午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内は、3頁から4頁をご覧ください。

敬 具

記

1	日 時	2024年6月20日（木曜日）午前10時
2	場 所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号 北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル 3階）会議室A・B・C
3	報告事項	1. 第82期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第82期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
	目的事項 決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置に関する事項について

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.meisei-kogyo.co.jp/ir/library/meeting/>



<株主総会資料 掲載ウェブサイト>

<https://d.sokai.jp/1976/teiji/>



<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「明星工業」または「コード」に「1976」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

●本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、以下に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、上記の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、会計監査人および監査等委員会は監査対象書類の一部を監査しております。

- ①事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月20日(木曜日)
午前10時

インターネット等



インターネット等による議決権行使方法のご案内をご覧ください。画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月19日(水曜日)
午後5時までに入力

書面の郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。

行使期限

2024年6月19日(水曜日)
午後5時までに入力

詳細は4頁をご覧ください

※議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使についての注意事項

インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、インターネット等により複数回数、またはパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

議決権行使以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてに
お問合せください

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

 0120-782-031

(受付時間 土日休日を除く 午前9時～午後5時)

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット等行使期限
2024年6月19日(水) 午後5時まで

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



ご注意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

インターネット等での議決権行使について操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 0120-652-031 [受付時間 午前9時～午後9時]



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付け、業績や財政状況等を勘案し、配当方針に基づき総合的に判断いたしております。また、内部留保につきましては、財務体質の健全性と強化に努めながら、新たな成長戦略への投資や事業環境の変化に対応するために活用し、安定した経営基盤を確保することで、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

第82期の剰余金の処分につきましては、当該方針を踏まえ、期末配当は普通配当34円と合わせて記念配当（創業80周年記念）7円を加えて41円とさせていただきます、その他の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金41円 総額 2,007,176,238円

なお、中間配当金として1株につき14円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき55円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月21日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）大谷壽輝、柳瀬徹次、篠原基嗣、藤野景三および福井健一の5名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、このうち大谷壽輝および福井健一は任期満了と同時に退任いたしますので、3名の改選と新たに1名計4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、指名・報酬委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	柳瀬 徹次	再任	代表取締役社長	15回／15回
2	篠原 基嗣	再任	取締役 執行役員 工事統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当	15回／15回
3	藤野 景三	再任	取締役 執行役員 営業統括部長 兼 タンブー プロジェクト ディレクター	15回／15回
4	都木 裕	新任	執行役員 総務部長	0回／0回

株主総会参考書類

候補者番号

1

再任

新任

社外

独立役員

やなせ てつじ
柳瀬 徹次 (1961年1月24日生)

所有する当社株式の数 10,700 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年3月 当社入社
2008年4月 当社営業統括部東京営業1部長
2018年6月 当社執行役員 営業統括部海外営業推進部長 兼
イクシス プロジェクト プロジェクトマネージャー
2019年4月 当社執行役員 営業統括部営業事業部海外営業推進部長
2020年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長 兼 海外営業推進部長
2021年6月 当社取締役 執行役員 工事統括部長 兼 海外営業推進部長
2022年6月 当社取締役 常務執行役員 支店統括部長 兼 調達部 担当
2023年7月 当社代表取締役社長 (現任)

[重要な兼職の状況] —

候補者番号

2

再任

新任

社外

独立役員

しのはら もとし
篠原 基嗣 (1963年7月24日生)

所有する当社株式の数 13,500 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年3月 当社入社
2007年7月 当社支店統括中国・四国支店長
2008年8月 当社支店統括開発営業部次長 兼 調達部次長
2011年4月 当社環境事業統括部担当部長 兼 環境部長
2013年6月 当社執行役員 環境事業統括部長 兼 環境部長
2017年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括
2019年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括 兼 環境部長
2021年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長
2022年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長 兼 工事統括部長
2023年7月 当社取締役 執行役員 工事統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当 (現任)

[重要な兼職の状況] 日本ケイカル株式会社 取締役

候補者番号

3

再任

新任

社外

独立役員

ふじの けいぞう
藤野 景三 (1960年3月11日生)

所有する当社株式の数 12,400 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年3月 当社入社
 2008年4月 当社営業統括部東京営業2部長 兼 タンクー プロジェクト アシスタント セールスマネージャー
 2008年5月 当社営業統括部東京営業2部長 兼 タンクー プロジェクト アシスタント セールスマネージャー、
 ナイジェリア プロジェクト サブマネージャー
 2017年6月 当社執行役員 営業統括部東京営業部長 兼
 イクシス プロジェクト アシスタント プロジェクト ディレクター
 2019年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部営業事業部長、東京営業部長 兼
 タンクー プロジェクト ディレクター
 2020年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長、東京営業部長 兼
 タンクー プロジェクト ディレクター
 2021年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長 兼
 タンクー プロジェクト ディレクター
 2022年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長、
 海外営業推進部長 兼 タンクー プロジェクト ディレクター
 2023年7月 当社取締役 執行役員 営業統括部長 兼 タンクー プロジェクト ディレクター (現任)

[重要な兼職の状況] MEISEI INTERNATIONAL PTE.LTD. 代表取締役
 MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役
 PT.MEISEI INDONESIA 代表取締役

候補者番号

4

再任

新任

社外

独立役員

と き ゆたか
都木 裕 (1960年10月11日生)

所有する当社株式の数 10,000 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年3月 当社入社
 2009年4月 当社総務課長
 2016年5月 当社総務部長
 2020年6月 当社執行役員 総務部長 (現任)

[重要な兼職の状況] 明星建工株式会社 取締役
 日本ケイカル株式会社 監査役
 メイセイ工事株式会社 代表取締役
 株式会社メイセイクリエート 代表取締役

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。各候補者が取締役役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 西村強氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、同氏の改選と新たに1名計2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	にしむら つよき 西村 強	再任 社外取締役 監査等委員	14回/15回
2	たかはし りえこ 高橋 理恵子 (現姓：田中)	新任 —	0回/0回

株主総会参考書類

候補者番号

1

再任

新任

社外

独立役員

にしむら つよき
西村 強 (1973年8月16日生)

所有する当社株式の数

0 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1998年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）大阪事務所 入所
2002年5月 公認会計士登録
2017年10月 EY新日本有限責任監査法人 退所
ストロング会計事務所開設 所長（現任）
2018年1月 ストロングアライアンス合同会社設立 代表社員（現任）
2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

[重要な兼職の状況]

ストロング会計事務所 所長
ストロングアライアンス合同会社 代表社員

候補者番号

2

再任

新任

社外

独立役員

たかはし りえこ
高橋 理恵子 (1985年12月3日生)
(現姓：田中)

所有する当社株式の数

0 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2011年12月 弁護士登録
2012年1月 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所
2017年4月 トヨタメディアサービス株式会社（現トヨタコネクティッド株式会社）出向
2022年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士（現任）
2023年5月 マックスバリュ東海株式会社 社外監査役（現任）

[重要な兼職の状況]

弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士
マックスバリュ東海株式会社 社外監査役

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村強および高橋理恵子の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
西村強および高橋理恵子の両氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、西村強氏は、公認会計士として財務および会計に関する豊富な知見を有し、高橋理恵子氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な知見を有しておられます。いずれも専門的な観点および独立の立場から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待したためであります。
4. 責任限定契約の内容の概要
当社は、在任中の監査等委員である社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任をご承認いただいた場合は、両氏と当該契約を締結する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。両氏の選任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は在任中の監査等委員である社外取締役を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任をご承認いただいた場合は、両氏を独立役員として届け出る予定であります。

ご参考

【本総会終結後の各取締役のスキルマトリックス】

	氏名	社外独立	取締役会議長	企業経営	営業・事業戦略	工事・技術・研究開発	人事・労務・ダイバーシティ	財務・会計	法務・コンプライアンス	ESG・リスク管理
取締役	柳瀬 徹次		○	○	○	○				○
	篠原 基嗣			○	○	○				○
	藤野 景三			○	○	○				○
	都木 裕			○			○	○	○	○
監査等委員	坂本 英治			○	○	○				○
	上村 恭一	○						○		○
	岸田 光正	○						○		○
	西村 強	○						○		○
	高橋理恵子	○					○		○	○

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2022年6月23日開催の第80回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された宇都宮一志氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員である社外取締役候補者宇都宮一志氏は、監査等委員である社外取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。

本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

社外	う つ の み や ひ と し		
独立役員	宇都宮 一志	(1971年12月8日生)	所有する当社株式の数 0 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社
 2004年10月 弁護士登録
 清和法律事務所 入所
 2011年1月 清和法律事務所 パートナー弁護士（現任）
 2019年2月 象印マホービン株式会社 社外監査役
 2020年2月 象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

【重要な兼職の状況】 清和法律事務所 パートナー弁護士
 象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 宇都宮一志氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者とした理由ならびに監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由および期待される役割の概要
 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の宇都宮一志氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等に関する豊富な知見を有しておられます。当社の業務執行に関する意思決定において、適法性および妥当性の見地から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。
 4. 宇都宮一志氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。また、当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。宇都宮一志氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 5. 当社は在任中の監査等委員である社外取締役を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。宇都宮一志氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

当社は、2021年5月7日開催の取締役会決議により、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「旧プラン」といいます。）を更新し、同年6月24日開催の当社第79回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期限は、2024年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までとされております。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イに定める。以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、引き続き新株予約権の無償割当てを用いた、事前警告型買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を更新することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランは、株主の皆様のご意思を反映させるため、過半数により承認、可決されることを条件に効力を生じることといたしております。

1. 提案の理由

当社は、上記の「基本方針」に照らして、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには、長年培ってきた企業風土を背景とした中長期的な視点に立った事業展開が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成するさまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断することは、必ずしも容易ではありません。

これらの事情に加え、当社の発行する株式は、今後その流動性が増す可能性もあることも踏まえ、当社といたしましては、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

そこで、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する目的をもって本プランを更新することといたしました。

なお、2024年3月31日現在における当社の大株主の状況は、34頁の「株主の状況」（別紙5）のとおりです。また、現在当社株式の大量買付に関する提案等は一切ありません。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランの概要については、28頁の「フローチャート」（別紙1）をご参照ください。

① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、i) 当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、「買付等」といいます。）を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、ii) 当社取締役会による一定の検討期間が経過した後に買付等を開始させるとともに、iii) 当該買付等により当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、本プランの発動（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は、31頁から33頁までの「新株予約権無償割当ての概要」（別紙4）にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）をその時点における全ての株主の皆様に対して無償割当ての方法により割当てするもの。以下、同じとします。）の是非を検討する、というものです。

なお、本プランが発動された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

② 本プランの合理性を高める仕組みの設定

当社は、本新株予約権の発行、不発行等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、社外取締役や社外の有識者等、当社経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置します。（独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項等については、29頁の「独立委員会規程の概要」（別紙2）をご参照ください。）

当社取締役会は、本プランの発動（本新株予約権の無償割当て。以下、同じとします。）に先立ち、独立委員会に対して、本プランの発動の是非について諮問し、独立委員会は、買付者等による買付等の内容につき評価・検討の上、当社取締役会に対する勧告を行います。独立委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。

なお、独立委員会の委員の氏名および略歴は、30頁の「独立委員会委員の氏名及び略歴」（別紙3）のとおりです。

また、当社取締役会は、買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、当社取締役の善管注意義務等に照らして必要があると判断した場合は、株主総会を招集し、本プランの発動に関する株主の皆様方の意思を確認することができるものとされています。（後記(3)「本プランの具体的内容」⑤をご参照ください。）さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの導入手続

本プランの導入手続については、当社定款第12条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただきます。

ただし、本プランの有効期限前であっても、当社は取締役会が必要と認めるときは、いつでも取締役会の決議によって本プランを廃止することができるものとします。

(3) 本プランの具体的内容

① 対象となる買付等

本プランは、以下の(a)または(b)に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上になる買付等

(b) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等保有割合の合計が20%以上になる公開買付け

② 買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社取締役会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、追加的に本必要情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- (a) 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- (b) 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）
- (c) 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- (d) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- (e) 買付等の後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (f) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者に対する対応方針
- (g) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

(a) 当社取締役会の検討作業

当社取締役会は、買付者等から本必要情報（追加提出分を含みます。）を受領してから、i）対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付等の場合には60日、ii）その他の買付等の場合には90日の間に（以下、「検討期間」といいます。）本必要情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付等に対する意見形成、代替案の策定等を行うものとします。買付等は、検討期間が経過した後初めて実施されるものとします。

また、当社取締役会は、原則として、検討期間内に、下記(b)に定める独立委員会に対する諮問および独立委員会からの勧告を経て、本プランの発動の是非に関する決定を行いますが、検討期間内に本プランの発動の是非に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で検討期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに、適用のある法令等に従って株主および投資家の皆様に開示します。当社取締役会は、検討期間の延長の決定を行うに先立ち、独立委員会に対してその是非について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、最終決定を行うものとします。検討期間を延長するに至った場合は、当社取締役会はその理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、買付者等が本必要情報を提出しない場合、その他本プランに定める手続を遵守しない場合も、本プランの発動の是非について、独立委員会に諮問を行います。

(b) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、監査等委員である社外取締役や社外の有識者等、当社経営陣から独立した3名以上の委員から構成されます。独立委員会委員の選任基準、決議要件および決議事項等については、29頁の「独立委員会規程の概要」（別紙2）をご参照ください。

独立委員会は、当社取締役会から本プランの発動の是非について諮問されたときは、買付等の内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。

独立委員会は、買付者等に対して、直接または当社取締役会を通じて、独立委員会における決議および勧告のために必要な検討資料その他の情報の提供を求めることができます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他の情報の提供を求めることができます。

独立委員会は、検討期間の延長の是非について諮問されたときも、これを評価・検討の上、当社取締役会に対する勧告を行います。

独立委員会の評価・検討が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(c) 情報開示

当社は、買付者等が現われた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

④ 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現われた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して、次の(a)または(b)に定める勧告をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合、当社取締役会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

(a) 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当であると判断した場合には、遅滞なく、当社取締役会に対して、本プランの発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦、本プランの発動を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(31頁の(別紙4)「新株予約権無償割当ての概要」5.において定義されます。)までの間、(無償割当ての効力発生時まで)本新株予約権の無償割当てを中止、または(無償割当ての効力発生日後は)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとし、

(イ) 当該勧告後、買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当しないか、または該当しても、本プランの発動により本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

(b) 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等の内容につき検討等した結果、買付者等による買付等が後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本プランを発動することが相当でないと判断した場合には、遅滞なく、当社取締役会に対して、本プランの不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦、本プランの不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、本プランの発動の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、

(c) 株主総会開催の勧告

独立委員会は、上記(a)または(b)の勧告を行うに際し、本プランの発動または不発動に関する株主の皆様の意思を確認すべき旨の意見を付することができます。

株主総会参考書類

⑤ 取締役会の決議・株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本プランの発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

ただし、当社取締役会は、次の場合には、独立委員会における手続に加えて、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本プランの発動または不発動に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を開催し、本プランの発動の是非に関する議案を付議するものとします。また、当社取締役会は、本プラン発動の是非に関する株主意思確認総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに情報開示を行います。

(a) 買付者等による買付等の内容、時間的猶予、株主総会事務等の事情を考慮の上、当社取締役の善管注意義務等に照らして、株主意思確認総会を招集することが必要かつ相当である場合

(b) 独立委員会が本プランの発動または不発動に関する株主の皆様の意思を確認すべき旨の意見を付した場合

株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議の結果に従うものとし、株主意思確認総会において本プランの発動にかかる議案が否決された場合には、本プランを発動いたしません。

買付者等ならびにその共同保有者および特別利害関係者は、当社取締役会が本プランの不発動に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本プランの発動にかかる議案が否決されるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。なお、当社取締役会は、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合、前記(3)「本プランの具体的内容」⑤に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、前記(3)「本プランの具体的内容」④のとおり、買付等が下記の要件のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当か否かに関する当社取締役会の決議については、必ず独立委員会の勧告手続を経て決定されることとなります。

記

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - (a) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ④ 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- ⑤ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要な情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合
- ⑥ 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の現実可能性、買付等の後の経営方針・事業計画および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社にかかる利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係または当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす買付等である場合

株主総会参考書類

(5) 本新株予約権の主な内容

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては、31頁から33頁までの「新株予約権無償割当ての概要」（別紙4）に記載のとおりですのでご参照ください。

(6) 本プランの適用開始、有効期限、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は、2027年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社は、本プランの有効期間中に、金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更の場合には）変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 株主の皆様等への影響

① 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

② 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プラン発動にかかる当社取締役会決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記③「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、下記③「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(c)に記載する手続により、非適格者⁹以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することになり、保有する当社株式1株当たりの価額の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日後や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式の株価が相当程度変動し、株主および投資家の皆様は相応の損害を被る可能性があります。

③ 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 新株予約権者の権利確定の手続

当社取締役会において、本プランを発動し、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てにかかる割当期日を公告いたします。

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

- ¹金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。
- ²金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。別段の定めがない限り同じとします。
- ³金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。
- ⁴金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。別段の定めがない限り(3)①(b)において同じとします。
- ⁵金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。
- ⁶金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。
- ⁷金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。別段の定めがない限り同じとします。
- ⁸金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。別段の定めがない限り同じとします。
- ⁹非適格者とは、32頁の（別紙4）「新株予約権無償割当ての概要」6．本新株予約権の行使条件で定義されている者をいいます。

3. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し、本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、事業報告の「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載のとおり、企業価値を向上させる目的をもって更新されるものであり、基本方針の考え方に沿って更新されるものです。

(2) 本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

① 株主の意思を重視していること

本プランは、事業報告の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載のとおり、株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものであり、特定の株主または投資家を優遇あるいは拒絶するものではありません。

また、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て更新されるものであり、本プランの有効期間は2027年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までですが、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

② 買収防衛策に関する基本的枠組みを充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書にも十分配慮した内容となっております。

③ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みとなっていること

本プランの更新にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置いたします。

当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、買付等に対する本プランの発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく本プランの発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

また、本プランでは買付者等が、本プランにおいて定められた手続を遵守しない場合、または買付者等が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合には、本プランの発動の是非の決定は株主意思確認総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

④ 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立委員会により行われることとされています。独立委員会は、第三者の助言を得ることができ、その判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

なお、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、透明性が確保されている仕組みとなっています。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止できるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

従って、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろ株主共同の利益に資するものです。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

上記のとおり、本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

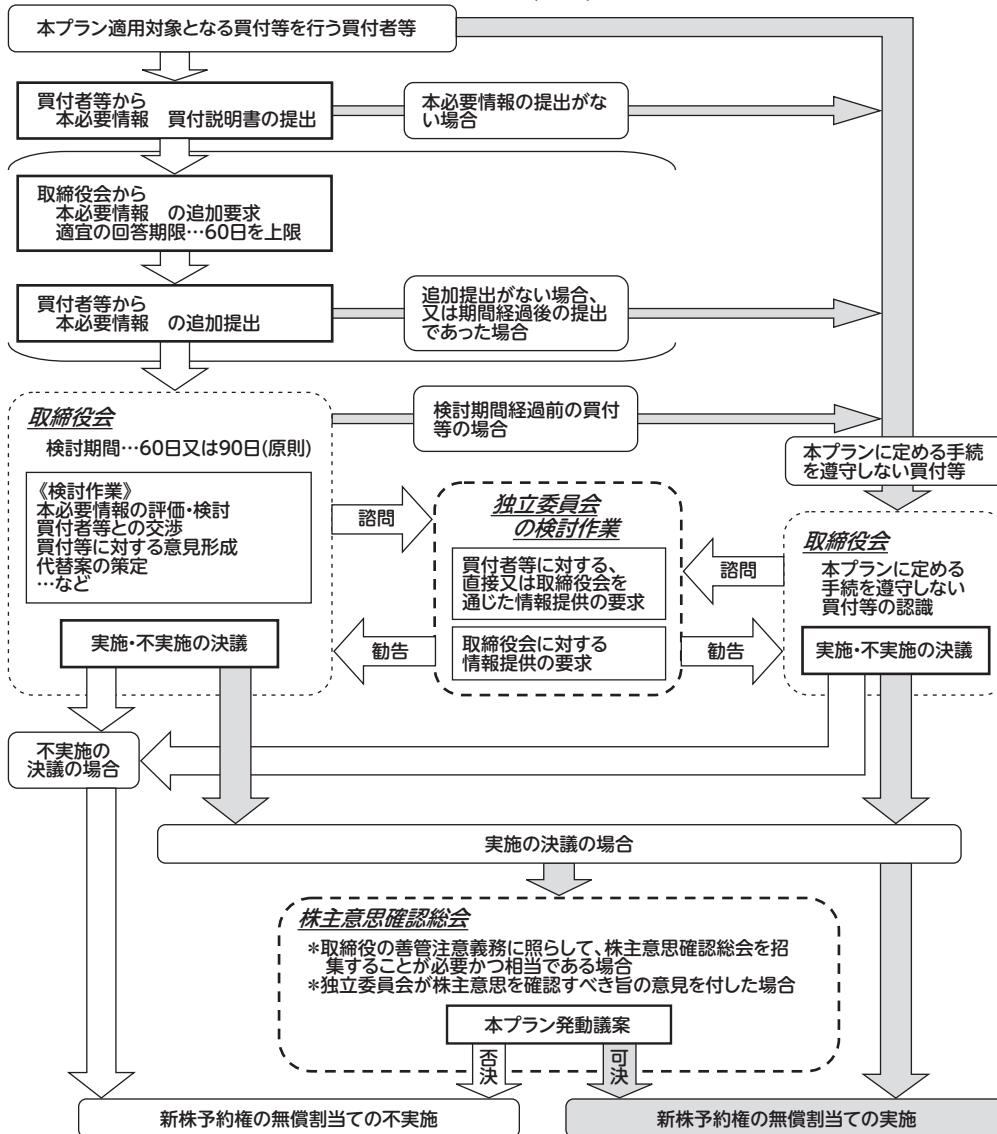
また、当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置します。当社取締役会は、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定するに当たって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

以上により、本プランは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以上

(別紙1)

フローチャート



(別紙2)

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、(1) 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、合わせて「当社等」という。）の取締役、又は監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがない者、(2) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者、(3) 当社等との間に特別利害関係がない者、(4) 実績ある法人経営者等、弁護士、公認会計士もしくは有識者又はこれらに準ずる者のいずれにも該当する者の中から、当社取締役会が選任するものとし、原則として、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社との間で締結しなければならない。
- 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、監査等委員である当社社外取締役を兼務する独立委員会委員が監査等委員もしくは社外取締役でなくなった場合、又は本プランが廃止された場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決議し、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。（ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）なお、独立委員会の委員は、こうした決議にあたっては、当社の企業価値・株主の共同の利益に資するか否かという観点から意見を述べ、決議に参加しなければならない。① 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施② （必要に応じて）株主意思確認総会の開催の是非③ 検討期間の延長の是非④ 本プランの修正又は変更に関する議案の株主総会に対する付議の可否⑤ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得⑥ 前各号に定める他、当社取締役会が判断すべき事項の内、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提供された全ての資料ならびに当社取締役会によるこれらの情報に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会における決議および勧告のために必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。また、買付者等に対しても、直接又は当社取締役会を通じて、独立委員会が適宜必要と認める検討資料その他情報の提供を求めることができる。
- 独立委員会が必要とするときは、当社取締役、相談役、顧問、会計監査人又は従業員を独立委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。
- 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- 独立委員会は、独立委員会規程に基づき、各独立委員会委員が招集した際に、開催する。
- 独立委員会は、独立委員会委員の全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。ただし、独立委員会委員がやむをえない理由により欠席した場合には、独立委員会委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

(別紙3)

独立委員会委員の氏名及び略歴

独立委員会の委員の氏名及び略歴は次のとおりであります。

上 村 恭 一 (うえむら きょういち)
(1940年3月29日生)

略 歴 : 1970年8月 公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 (現任)
1995年6月 当社社外監査役
2009年7月 誠光監査法人代表社員 (現任)
2015年6月 当社社外取締役監査等委員 (現任)

上村恭一氏は、会社法第2条第15号に定める当社の監査等委員である社外取締役であります。
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

岸 田 光 正 (きしだ みつまさ)
(1955年2月18日生)

略 歴 : 1978年4月 大阪国税局 入局
1998年7月 大阪国税局 退官
1998年8月 税理士登録
岸田光正税理士事務所所長 (現任)
2019年6月 当社社外取締役監査等委員 (現任)

岸田光正氏は、会社法第2条第15号に定める当社の監査等委員である社外取締役であります。
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

磯 川 正 明 (いそかわ まさあき)
(1946年3月8日生)

略 歴 : 1978年4月 大阪弁護士会登録
1980年12月 磯川正明法律事務所 (現グローバル法律事務所) 所長 (現任)
2000年4月 大阪弁護士会副会長
2008年3月 摂津水都信用金庫 (現北おおさか信用金庫) 監事
2009年6月 学校法人大阪成蹊学園理事 (現任)

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(別紙4)

新株予約権無償割当ての概要

1. 割当対象株主

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める基準日（以下、「割当期日」という。）における株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する自己株式を控除する。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的とする株式の種類は当社株式¹とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、別途調整が無い限り1個とする。

3. 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の保有する自己株式の数を除く。）を上限とする。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

5. 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、下記8.の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得にかかる本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

6. 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者²、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者³、(Ⅳ)その特別関係者、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者⁴（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」という。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使できるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出しない場合も、本新株予約権を行使することはできない。

7. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

8. 本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来をもって、その者の有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

¹将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとする。

²「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、①当社、当社の子会社又は当社の関連会社、②当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができるものとする。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者、③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、④その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）は、特定大量保有者に該当しないものとする。

³「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下、同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、①当社、当社の子会社又は当社の関連会社、②その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）は、特定大量買付者に該当しないものとする。

⁴ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者をいう。

(別紙5)

株主の状況 (2024年3月31日現在)

1. 株 主 数 17,075 名

2. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,176 千株	8.5 %
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	3,000	6.1
公益財団法人富本奨学会	2,695	5.5
大同生命保険株式会社	2,632	5.3
株式会社三井住友銀行	2,498	5.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,045	4.1
日本生命保険相互会社	1,960	4.0
明星工業取引先持株会	1,938	3.9
第一生命保険株式会社	1,930	3.9
株式会社三菱UFJ銀行	1,400	2.8

(注) 当社は、7,431,200株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、この自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式163,100株は含まれておりません。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 | 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症の位置づけとなったことにより経済活動の正常化が進み、雇用、所得環境が改善され、個人消費や企業業績は持ち直しの動きに転じました。しかしながら、長引く資源高による原材料・物流価格の上昇に加え円安の継続もあり、景気は下振れ懸念を伴う状況で推移いたしました。一方、海外ではウクライナ情勢や中東問題など地政学的リスクを背景に、世界的なインフレや政策的な金利上昇が継続するなか、米国では内需主導で景気は底堅く推移いたしました。欧州では金融引き締めによる弱含みの局面となり、中国はゼロコロナ政策解除後の不動産市況悪化に端を発した景気の低迷が続いており、東南アジアでは中国の減速影響により各国で成長率が前年を下回るなど、国内外ともに先行き不透明な状況となりました。

当社グループ関連市場につきましては、原材料価格の高騰や慢性的な人手不足などの供給制約はありましたが、石油・石油化学分野をはじめとするエネルギープラントの運転最適化と設備保全効率化ならびに再生可能エネルギー、カーボンニュートラル関連など、設備投資動向は引き続き堅調に推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、中期経営計画（2021年度～2023年度）最終年度の目標達成のため、従来のメンテナンス工事および顧客の低・脱炭素化に向けた案件の受注拡大を図るなど、持続的な収益力の強化に向けてグループ全体で取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における受注高は、579億5千5百万円（対前期比3.7%減）、売上高は603億7千7百万円（同8.0%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は80億6千1百万円（同18.0%増）、経常利益は85億4千8百万円（同17.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は62億4千3百万円（同33.4%増）となり、中期経営計画最終年度の目標数値を達成することができました。

なお、当社は経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を図るとともに、株主の皆様への利益還元を充実させるため、取締役会の決議により当事業年度におきまして1,071,400株の自己株式を取得いたしました。また、当事業年度末の株式配当金につきましては、株主の皆様への利益還元が経営の最重要課題であるとの基本方針に基づき、業績および財政状況を総合的に勘案し、前期末より10円の増配ならびに株主の皆様へ感謝の意を表するため、創業80周年記念配当7円を加えた1株当たり41円（中間配当金とあわせ年間55円）としてご提案させていただきました。

受注高

579億 5千 5百万円

対前期比 3.7 %減 

売上高

603億 7千 7百万円

対前期比 8.0 %増 

営業利益

80億 6千 1百万円

対前期比 18.0 %増 

経常利益

85億 4千 8百万円

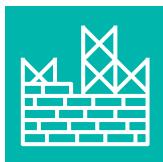
対前期比 17.8 %増 

親会社株主に帰属する当期純利益

62億 4千 3百万円

対前期比 33.4 %増 

事業の種類別の概況は次のとおりであります。



建設工事業

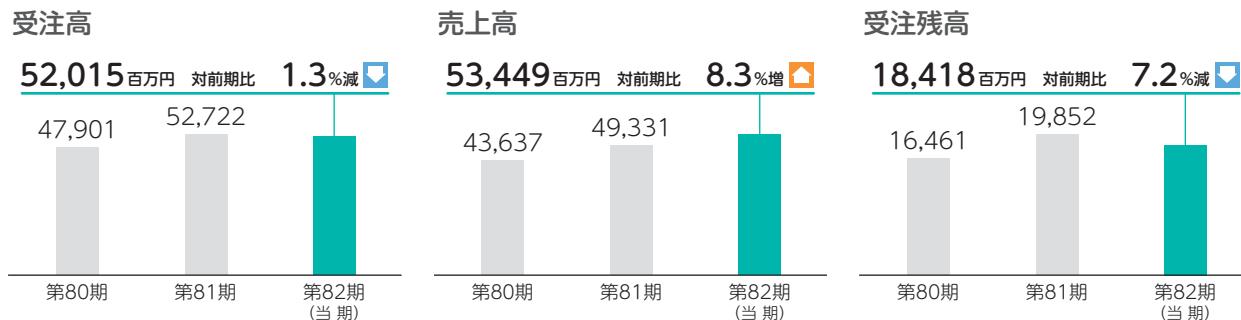
建設工事業における当社グループの主たる事業である断熱工事に関しましては、国内では資材価格や人件費上昇等の影響はありましたものの、企業の設備投資意欲が持ち直しており、特に再生エネルギー関連でバイオマス発電所の建設工事が伸長し、石油・石油化学関連の設備合理化および更新工事も底堅く推移いたしました。海外では、インドネシア国で建設中の大口工事の追加受注および前期に受注した同国の建設工事が進捗いたしました。その結果、断熱工事全体につきましては、前年同期に比べ受注高はほぼ横ばい、売上高は僅かに増加いたしました。

環境関連工事に関しましては、引き続き政府の温室効果ガス削減目標に向けて官公庁・民間企業がその取り組みを推し進めており、ごみ処理施設工事、煙突ライニング工のほか各分野が堅調に推移いたしました結果、環境関連工事全体では、受注高、売上高ともに過去3カ年の実績を上回りました。

クリーンルーム工事に関しましては、建築業界全体において工事管理者・作業員の深刻な人手不足の継続と資機材調達価格の上昇、納期の遅れなどが見られましたが、特に工業系クリーンルームの新設および一般内装工事が活況を呈し、前年同期に比べ受注高は減少いたしました。売上高は大幅に増加いたしました。

冷凍冷蔵低温設備工事に関しましては、低温物流市場において冷蔵倉庫の新設や拡張の計画はありましたものの、物価高騰による消費の伸び悩みやインバウンド需要が回復途上にあり、従来の領域以外にも事業展開してまいりました結果、前年同期に比べ受注高は減少いたしました。売上高は増加いたしました。

その結果、当連結会計年度における建設工事業の受注高は520億1千5百万円（対前期比1.3%減）、売上高は534億4千9百万円（同8.3%増）の計上となりました。



事業報告



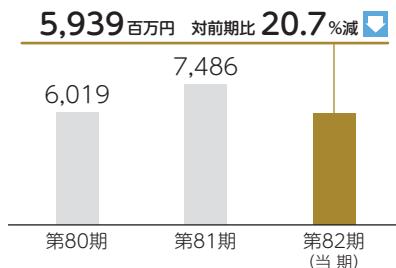
ボイラ事業

ボイラ事業の当連結会計年度における受注高および売上高の状況につきましては、温室効果ガスの排出量制限や省エネルギーへの対策が厳しさを増すなか、事業者によるボイラ効率の向上、発生蒸気使用の効率化、排熱回収などの技術開発が進められており、受注面ではバイオマス焚ボイラや低NOxガス焚ボイラの新缶製造、売上面でも同じくバイオマス焚ボイラおよび設備の改造・点検・補修工事が安定的に推移いたしました。

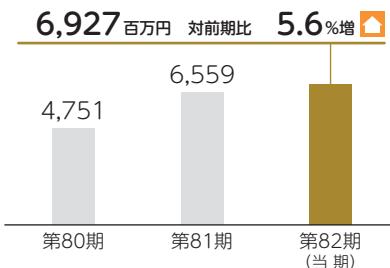
その結果、当連結会計年度におけるボイラ事業の受注高は59億3千9百万円（対前期比20.7%減）、売上高は69億2千7百万円（同5.6%増）の計上となりました。

なお、三重県亀山市で建設しておりました新工場は本年5月に無事引渡しを終え、今期中に稼働する予定であります。

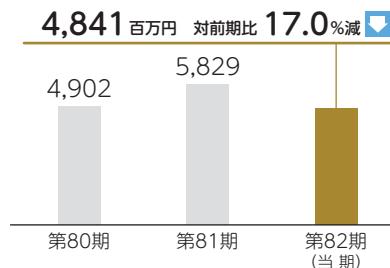
受注高



売上高



受注残高



(注) 当社グループでは、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は省略しております。

2 | 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、19億7千1百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの所要資金は自己資金により充ちいたしました。

〈建設工事業〉

老朽化した国内事業所の新築等

〈ボイラ事業〉

新工場の建設等

3 | 資金調達の状況

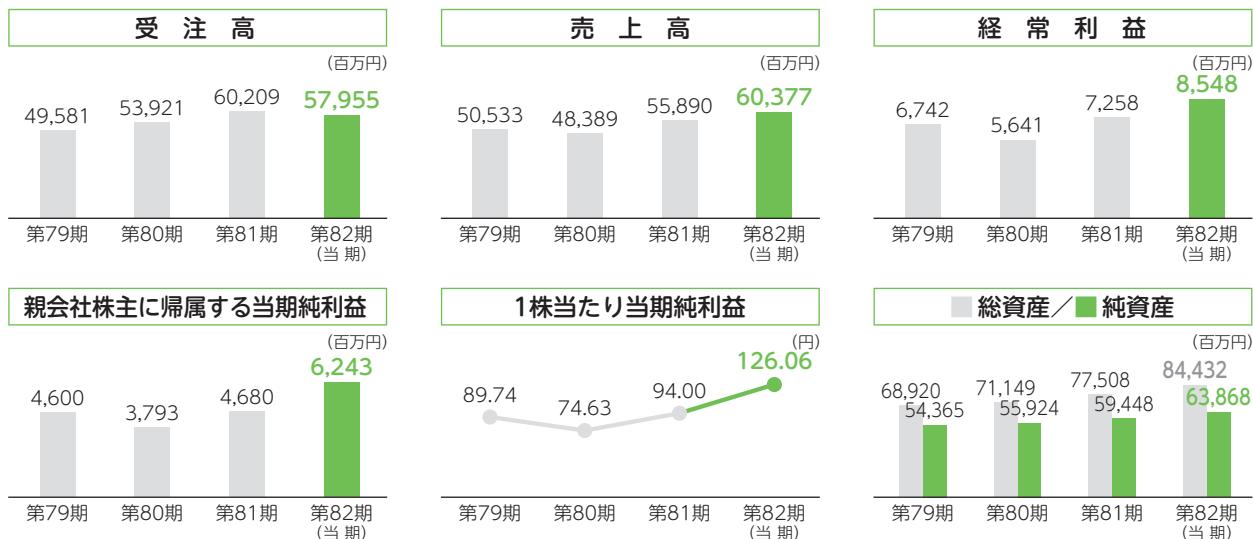
資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

4 | 財産および損益の状況の推移

区 分			第79期 2021年3月期	第80期 2022年3月期	第81期 2023年3月期	第82期(当期) 2024年3月期
受	注	高(百万円)	49,581	53,921	60,209	57,955
売	上	高(百万円)	50,533	48,389	55,890	60,377
経	常	利 益(百万円)	6,742	5,641	7,258	8,548
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)			4,600	3,793	4,680	6,243
1株当たり当期純利益(円)			89.74	74.63	94.00	126.06
総 資 産(百万円)			68,920	71,149	77,508	84,432
純 資 産(百万円)			54,365	55,924	59,448	63,868
1株当たり純資産額(円)			1,053.19	1,116.33	1,185.84	1,299.12

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しており、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第80期の期首から適用しており、第80期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



5 | 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、資源価格の高騰による世界的なインフレが収束に向かい、堅調な企業業績による設備投資の進捗および原材料コストや人件費増を価格転嫁することで国内経済の下支え要因とはなるものの、一方では日銀が従来の金融政策を維持する方針を示したことによる円安・ドル高進行の懸念と、長期化するウクライナ情勢と中東問題、米国大統領選挙の結果によるグローバル経済への影響など、先行き不透明感が長期化するものと思われま

す。当社グループを取り巻く主要関連市場におきましては、顧客の低・脱炭素化に向けた水素・燃料アンモニア、持続可能な航空燃料（SAF）、二酸化炭素回収・貯留設備（CCS）、合成メタンなどの領域への投資や、海外では環境負荷が比較的少ないエネルギー源としての天然ガスの需要は引き続き高く、産油・産ガス諸国における新設や既設プラントの増設・改造計画の進展に期待が高まります。

このような情勢に対処するため、当社グループは、2024年度を始期とする中期経営計画（2024年度～2026年度）を策定し、「未来の躍進に繋げる投資」を基本方針に掲げ、「改革、スピード&チャレンジ」の行動指針をグループ全体で共有し、脱炭素社会への対応を継続しながら既存事業の基盤をさらに盤石なものとし、新たな事業領域の深耕を図るなど持続的な成長戦略を展開してまいります。

また、コンプライアンスの浸透やガバナンスの強化を図るなど、ESG課題に対して積極的に取り組むことでサステナビリティ経営を推進し、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるよう企業価値の向上に邁進する所存です。

株主の皆様には、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

6 | 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社よしみね	98 <small>百万円</small>	100.0 %	ボイラ・各種工業炉・製缶・配管の設計、製造、施工および据付
明星建工株式会社	30	100.0	建築工事および内装仕上工事の設計、施工
日本ケイカル株式会社	300	66.7	けい酸カルシウム保温材の製造、販売
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.(シンガポール)	1,500 <small>千S\$</small>	100.0	熱絶縁工事および耐火工事の設計、施工

(S\$: シンガポール・ドル)

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7 | 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業別区分	種類	事業内容
建設工事事業	熱絶縁工事	保温、保冷(超低温)、防露および耐火・断熱工事
	環境関連工事	ごみ処理施設、コンクリート耐震補強、煙突ライニング、防音およびアスベスト除去工事
	内装仕上工事	クリーンルーム、アルミ・スチール耐火構造間仕切工事
	その他附帯工事	築炉、塗装、防食、足場架設、コンクリート補修、鉄工、配管・ダクト、耐火被覆および冷凍冷蔵低温設備工事等
	工事用材料の製造	熱絶縁工事用材料の製造、販売
ボイラ事業	一般機械器具製造	産業用ボイラ、産業用焼却炉の製造

8 | 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所、工場および研究所

本 社	大阪市西区京町堀一丁目8番5号
東 京 本 部	東京都中央区湊一丁目8番15号
支 店	東部支店（東京都中央区）同支店内に12営業所 近畿・中部支店（大阪市西区）同支店内に7営業所 西部支店（広島市南区）同支店内に18営業所
工 場	浜松工場（浜松市浜名区）
研 究 所	中央研究所（浜松市浜名区）

② 重要な子会社の主要な事業所

国 内	株式会社よしみね（大阪市西区） 明星建工株式会社（大阪市城東区） 日本ケイカル株式会社（浜松市浜名区）
海 外	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール国）

9 | 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設工事事業	594名	28名
ボイラ事業	97	△8
合 計	691	20

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. △は減少を示します。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
358名	23名	39.9歳	13.1年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

10 | 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200 百万円
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社りそな銀行	100
株式会社伊予銀行	100
三井住友信託銀行株式会社	100
日本生命保険相互会社	100

11 | その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

1 株式の状況（2024年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	190,000,000株
② 発行済株式の総数	56,386,718株
③ 株主数	17,075名
④ 大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,176 千株	8.5 %
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	3,000	6.1
公益財団法人富本奨学会	2,695	5.5
大同生命保険株式会社	2,632	5.3
株式会社三井住友銀行	2,498	5.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,045	4.1
日本生命保険相互会社	1,960	4.0
明星工業取引先持株会	1,938	3.9
第一生命保険株式会社	1,930	3.9
株式会社三菱UFJ銀行	1,400	2.8

（注）1. 当社は、7,431,200株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、この自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式163,100株は含まれておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	持株数	交付対象者数
取締役	45,400株	2名

（注）1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告47頁「2取締役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は当事業年度中に退任した会社役員に対して交付した株式であります。

3. 上記は監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。

2 | その他株式に関する重要な事項

2023年10月31日開催の取締役会において、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るとともに、株主の皆様への利益還元を充実させるため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、当事業年度において取得いたしました。

(1) 取締役会決議の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,500,000株（上限）
株式の取得価額の総額	1,200,000,000円（上限）
取得期間	2023年11月1日から2024年3月22日まで

(2) 上記決議に基づき取得した自己株式の累計

買付株式数	1,071,400株
買付総額	1,199,952,869円

3 | 会社の新株予約権等に関する事項

1 | 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 | 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社の役員に関する事項

1 取締役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	大 谷 壽 輝	
代表取締役社長	柳 瀬 徹 次	
取 締 役	篠 原 基 嗣	執行役員 工事統括部長、技術統括部長 兼 品質・安全管理部 および浜松工場 担当 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	藤 野 景 三	執行役員 営業統括部長 兼 タングー プロジェクト ディレクター MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役 MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役 PT.MEISEI INDONESIA 代表取締役
取 締 役	福 井 健 一	執行役員 支店統括部長、環境部長 兼 調達部 担当 明星建工株式会社 取締役 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	坂 本 英 治	株式会社よしみね 監査役 明星建工株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	上 村 恭 一	公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 誠光監査法人 代表社員 株式会社浅川組 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	岸 田 光 正	税理士 岸田光正税理士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	西 村 強	公認会計士 ストロング会計事務所 所長 ストロングアライアンス合同会社 代表社員

(注) 1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏、岸田光正氏および西村強氏は社外取締役であります。なお、各氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士として、西村強氏は公認会計士として、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役 坂本英治氏は、当社の支店長および営業所長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております。また、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動
 - ① 新任〔2023年7月25日付〕
取締役 福井 健一
 - ② 退任〔2023年7月25日付〕
取締役 印田 博
取締役 林 秀行
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社グループの役員全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。

2 | 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について2021年6月24日付で設置した指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職制を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当該取締役の職務の内容・貢献度および当社の状況等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定します。

3. 業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、経常利益を定量的な業績指標として、内規に基づき支給総額を決定します。取締役ごとの支給額は、当該取締役の業績への貢献度等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定のうえ賞与として毎年、一定の時期に支給します。

4. 非金銭報酬の内容および額の決定に関する方針

取締役の非金銭報酬は、株式報酬制度による株式交付信託とし、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に対して交付され、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該取締役の退任時としております。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会が原案を諮問し、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定します。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長 大谷壽輝がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。代表取締役会長が各取締役の基本報酬の算定や担当部門の評価を行うには適任であるとの理由によるものですが、取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定いたします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定します。

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	189 百万円	111 百万円	50 百万円	27 百万円	7 名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	31 (18)	31 (18)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計	221	143	50	27	11

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役(監査等委員を除く)2名が含まれております。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の限度額は、2015年6月25日開催の第73回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)は年額3億3千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。)、監査等委員である取締役は年額7千万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は7名であり、監査等委員である取締役の員数は4名であります。
- また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、取締役に対する信託を用いた株式報酬制度(以下、本制度という。)の導入をご決議いただいております。その内容につきましては、本制度の対象者を取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)とし、当初の信託期間における当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を156百万円、当該取締役に交付される1事業年度あたりの株式数の上限を104,000株といたしております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は8名であります。
4. 業績連動報酬の定量的な業績指標となる経常利益につきましては、事業報告35頁の「1 事業の経過および成果」に記載のとおり、中期経営計画の目標数値は上回っており、各取締役(監査等委員を除く)の担当部門における業績への貢献度を考慮しております。
5. 当社は、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、同総会終結の時をもって取締役(社外取締役を除く)に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給につきましてご決議いただいております。支給の時期につきましては各取締役の退任時とし、上記報酬等の額には含まれておりません。

3 | 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は、上村恭一事務所の所長および誠光監査法人の代表社員であります。当社と同事務所および同監査法人の間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社浅川組の社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
2. 監査等委員である取締役 岸田光正氏は、岸田光正税理士事務所の所長であります。当社と同事務所の間には特別な関係はありません。
3. 監査等委員である取締役 西村強氏は、ストロング会計事務所の所長およびストロングアライアンス合同会社の代表社員であります。当社と同事務所および同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（15回開催）		監査等委員会（16回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	上 村 恭 一	14 ^回	93.3 %	15 ^回	93.8 %
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	岸 田 光 正	15 ^回	100 %	16 ^回	100 %
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 村 強	14 ^回	93.3 %	15 ^回	93.8 %

2. 取締役会、監査等委員会における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要

上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士として、西村強氏は公認会計士としての専門的見地からそれぞれ企業経営全般にわたる意見を表明し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言、助言を行っております。また、監査等委員会において当社の内部監査およびコンプライアンス体制等について有益な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（またはこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

5 | 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 | 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	60,083	流動負債	16,956
現金預金	31,390	支払手形	2,362
受取手形	697	電子記録債務	1,529
電子記録債権	3,647	工事未払金	5,288
完成工事未収入金	16,458	買掛金	283
契約資産	5,740	1年内返済予定の長期借入金	700
有価証券	300	未払法人税等	1,234
未成工事支出金	536	契約負債	2,537
商品及び製品	337	賞与引当金	518
原材料及び貯蔵品	196	役員賞与引当金	67
その他	783	完成工事補償引当金	56
貸倒引当金	△4	その他	2,377
		固定負債	3,607
固定資産	24,348	長期借入金	100
有形固定資産	16,754	退職給付に係る負債	133
建物及び構築物	3,033	役員退職慰労引当金	146
機械装置及び運搬具	339	役員株式給付引当金	100
土地	11,433	繰延税金負債	2,260
その他	1,948	再評価に係る繰延税金負債	483
		資産除去債務	16
無形固定資産	92	その他	366
		負債合計	20,564
投資その他の資産	7,501		
投資有価証券	4,812	(純資産の部)	
投資不動産	1,915	株主資本	59,426
繰延税金資産	79	資本金	6,889
その他	810	資本剰余金	1,000
貸倒引当金	△116	利益剰余金	55,739
		自己株式	△4,201
資産合計	84,432	その他の包括利益累計額	3,960
		その他有価証券評価差額金	1,738
		土地再評価差額金	958
		為替換算調整勘定	1,008
		退職給付に係る調整累計額	253
		非支配株主持分	480
		純資産合計	63,868
		負債・純資産合計	84,432

連結計算書類

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	60,377
売上原価	47,551
売上総利益	12,826
販売費及び一般管理費	4,764
営業利益	8,061
営業外収益	686
受取利息配当金	232
不動産賃貸料	215
為替差益	61
投資事業組合運用益	74
その他	101
営業外費用	199
支払利息	4
不動産賃貸原価	132
投資事業組合運用損	11
自己株式取得費用	27
その他	22
経常利益	8,548
税金等調整前当期純利益	8,548
法人税、住民税及び事業税	2,274
法人税等調整額	△62
当期純利益	6,336
非支配株主に帰属する当期純利益	92
親会社株主に帰属する当期純利益	6,243

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	42,436
現金預金	20,154
受取手形	558
電子記録債権	2,661
完成工事未収入金	12,525
契約資産	4,399
有価証券	300
未成工事支出金	392
商品及び製品	79
原材料及び貯蔵品	179
関係会社短期貸付金	732
その他	640
貸倒引当金	△187
固定資産	16,629
有形固定資産	8,175
建物及び構築物	2,808
機械装置及び運搬具	133
工具器具備品	92
土地	5,128
リース資産	13
無形固定資産	69
投資その他の資産	8,383
投資有価証券	4,378
関係会社株式	1,808
投資不動産	1,915
関係会社長期貸付金	39
その他	284
貸倒引当金	△41
資産合計	59,066

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	9,534
支払手形	362
電子記録債務	1,090
工事未払金	3,981
1年内返済予定の長期借入金	700
未払費用	121
未払法人税等	867
未払消費税等	970
契約負債	538
賞与引当金	324
役員賞与引当金	50
完成工事補償引当金	32
その他	495
固定負債	1,471
長期借入金	100
退職給付引当金	20
役員株式給付引当金	100
繰延税金負債	381
再評価に係る繰延税金負債	483
資産除去債務	12
その他	372
負債合計	11,005
(純 資 産 の 部)	
株主資本	45,571
資本金	6,889
資本剰余金	1,000
資本準備金	999
その他資本剰余金	0
利益剰余金	41,884
利益準備金	722
その他利益剰余金	41,161
別途積立金	36,000
繰越利益剰余金	5,161
自己株式	△4,201
評価・換算差額等	2,489
その他有価証券評価差額金	1,530
土地再評価差額金	958
純資産合計	48,061
負債・純資産合計	59,066

計算書類

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	39,105
売上原価	30,846
売上総利益	8,258
販売費及び一般管理費	3,082
営業利益	5,176
営業外収益	1,027
受取利息配当金	374
不動産賃貸料	380
為替差益	111
その他	161
営業外費用	309
支払利息	4
不動産賃貸原価	213
貸倒引当金繰入額	33
その他	57
経常利益	5,894
特別損失	18
関係会社株式評価損	18
税引前当期純利益	5,876
法人税、住民税及び事業税	1,725
法人税等調整額	△70
当期純利益	4,221

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

明星工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 須藤公夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

明星工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 須藤公夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法 第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

明星工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 坂本英治 ㊟

監査等委員 上村恭一 ㊟

監査等委員 岸田光正 ㊟

監査等委員 西村強 ㊟

(注) 監査等委員 上村恭一、岸田光正及び西村強は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場のご案内



会場

北浜フォーラム (大阪証券取引所ビル3階)
会議室 A・B・C

大阪市中央区北浜一丁目8番16号 TEL. 06-6202-2311



日時

2024年6月20日(木曜日) 午前10時



交通

- 地下鉄堺筋線 北浜駅 1B番出口直結
- 京阪電鉄 北浜駅 27番・28番出口直結

※駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。